

## 正 誤 表

誤	正
<p>・ 21 ページ 下から 15 行目、5 行目、3 行目 問題事象 13：センター及び燃料環境課では、点検期限を超過した機器数の調査において、エビデンスの確認が不足していた</p> <p>問題事象 14：（略） 問題事象 15：（略）</p>	<p>（削 除）</p> <p>問題事象 13：（略） 問題事象 14：（略）</p>
<p>・ 37 ページ 6 行目 問題事象 8 から問題事象 13 （以下、略）</p>	<p>問題事象 8 から問題事象 12 （以下、略）</p>
<p>・ 38 ページ 7 行目から 39 ページ 1 行目まで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>問題事象 9：</b> センター及び燃料環境課では、点検期限を超過した機器数の調査において、エビデンスの確認が不足していた</p> </div> <p>大きな要因の一つとしては、燃料環境課長は、点検期限超過の調査において、点検計画の「次回点検期限」欄が変更されている設備について、変更に係る手続きである保全の有効性評価の有無を確認しなかったものがあったことである。</p> <p>これは、燃料環境課の担当者が、点検期限を明確にした点検計画第 11 次改正において、「次回点検期限」欄に“次回使用時”と記載した上で「備考」欄にその解説を記載する処置を講じたので、点検期限の超過に係る手続きは不要としたためである。</p> <p>これらの主たる背後要因として、以下が挙げられる。</p> <p>○燃料環境課長は、点検期限超過に係る調査を同課担当者に任せており、自ら結果を確認しておらず課内の確認ラインとしてのチェックが出来ていなかったこと（4-1-4）</p> <p>○前述した（2-1-28）及び（2-1-29）に関連する要因</p> <p>大きな要因の二つ目としては、点検期限超過を調査するために設けられたセンターとしての調査・確認チームは、点検計画の「次回点検期限」欄が変更されている設備について、変更手続きである保全の有効性評価の有無を確認しなかったことである。</p> <p>これは、運営管理室長が「課題発生時対応要領」において実施計画段階で対応体制の情報共有を明確にすることとなっているにも拘らず、実施計画における各班の実施プロセスに対するインプットとアウトプットを明確にしなかったことから、データベース班が出した点検期限超過の可能性のある情報が燃料環境課の担当者の確認のみで処理されており、未点検機器の確定に必要な情報が所内ダブルチェック班に提供されなかったためである。</p> <p>これらの主たる背後要因として、以下が挙げられる。</p> <p>○所長及び品質保証室長は、実施計画が点検期限超過機器の特定や点検実施状況等を正確に確認できるようになっていないことを指摘できず、横断的チェック機能が十分に働かなかったこと（4-1-5）</p> <p>○運営管理室長は、「課題発生時対応要領」に定められた実施計画に記載すべき事項について、理解が不足していたこと（4-1-6）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>問題事象 9：</b> センター及び燃料環境課では、点検期限を超過した機器数の調査において、エビデンスの確認が不足していた</p> </div> <p>（問題事象 13 からの移行）</p> <p>平成 25 年 3 月 4 日から 3 月 22 日にかけて実施された平成 24 年度第 4 回保安検査にて、機能要求があり、かつ安全上重要な機械保修課の所管設備において点検期限が超過しているものが発見された。その際に、燃料環境課では、点検期限を超過した機器数の調査においてエビデンスの確認が不足していたため、説明の根拠となる情報が整理されていなかった。</p> <p>この要因の一つとしては、燃料環境課長が調査において、点検計画の「次回点検期限」欄が変更されている設備について、変更に係る手続きの有無を確認しなかったものがあったことにある。</p> <p>この背後要因として、以下が挙げられる。</p> <p>○燃料環境課長は、点検期限超過に係る調査を同課の担当者に任せて自ら確認しておらず、課内の確認ラインとしてチェックができていなかったこと（4-1-4）</p> <p>二つ目の要因としては、燃料環境課では点検期限超過に係る調査を調査データの入力者に担当させており、同担当者は、共通保修設備燃取機器洗浄設備（計装分）について点検期限超過を回避する手続きは不要だと思い込んでいたために、手続きを確認していなかった。これは、燃料環境課の担当者が、点検期限を明確にした保全計画の第 11 次改正において、「次回点検期限」欄に「次回使用時」と記載した上で、「備考」欄にその解説を記載する処置を講じたので、点検期限の超過に係る手続きは不要と思ったことにある。</p> <p>この背後要因は、前述した（2-1-28）及び（2-1-29）に関連する要因と同様である。</p> <p>三つ目の要因としては、点検期限超過を調査するために設けられたセンターとしての調査・確認チームは、「次回点検期限」欄が変更されている設備について、変更に係る手続きである保全の有効性評価の有無を確認しなかったことにある。</p> <p>これは、一つには、センター大のチェックでは、「次回点検期限」欄の確認を行った際に、記載内容を点検超過として見做さなかったことにある。これは、センター大のチェックでは、共通保修設備燃取機器洗浄設備（計装分）に係る「次回点検期限」欄に「次回使用時」と記載されていたため、現時点で超過していると認識しなかったためである。</p> <p>この背後要因として、以下が挙げられる。</p> <p>○センター大のチェックでは、直近の点検実績日と点検周期を確認し、現時点での超過の有無を確認するとともに、記載に相違があった場合には設備担当課へ連絡する要領となっているにも関わらず、チェック担当者へ点検期限超過に係る確認方法の事前周知が徹底されていなかったこと（1-1-10(d)）</p> <p>次には、運営管理室長が「課題発生時対応要領」にて、実施計</p>

誤	正
	<p>画段階で対応体制の情報共有について明確にするとされていたが、各班の実施プロセスに対するインプットとアウトプットを明確にしておらず、センターの確認・調査チームのうちデータベース班が出した点検期限超過の可能性のある情報が、燃料環境課内担当者の確認のみで処理されており、未点検機器の確定に必要な情報が、ダブルチェック班へ提供されなかったためである。</p> <p>この背後要因として、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所長及び品質保証室長は、実施計画が点検期限超過機器の特定や点検実施状況等を正確に確認できるようになっていないことを指摘できず、横断的チェック機能が十分に働かなかったこと（4-1-5）</li> <li>○運営管理室長は、「課題発生時対応要領」に定められた実施計画に記載すべき事項について、理解が不足していたこと（4-1-6）</li> </ul>
<p>・41 ページ 14 行目から 42 ページ 下から 9 行目まで</p> <p><b>問題事象 13:</b> センター及び燃料環境課では、点検期限を超過した機器数の調査において、エビデンスの確認が不足していた</p> <p>平成 25 年 3 月 4 日から 3 月 22 日にかけて実施された平成 24 年度第 4 回保安検査にて、機能要求があり、(以下、略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(問題事象 9 に移行)</p>
<p>・42 ページ 下から 6 行目、3 行目</p> <p>問題事象 <u>14</u> 及び問題事象 <u>15</u> (以下、略)</p> <p><b>問題事象 14:</b> (略)</p>	<p>問題事象 <u>13</u> 及び問題事象 <u>14</u> (以下、略)</p> <p><b>問題事象 13:</b> (略)</p>
<p>・43 ページ 下から 5 行目</p> <p><b>問題事象 15:</b> (略)</p>	<p><b>問題事象 14:</b> (略)</p>